

「武田の里にらさき・花火大会」出店要領

出店者は、本要領を遵守することとし、出店許可後であっても、本要領に違反する行為を行っている、会場の雰囲気乱している、主催者の指示に従わないなど、主催者が不適当と判断した場合は、即刻出店を取り消します。なお、許可取り消しで生じた損害等についても主催者は責を負いません。

また、下記項目の全てについて守られない出店者については、葦崎市がその後行うイベント等への出店は、許可いたしません。

遵守されない出店者が多いため、これまで以上に厳格に対応します。

※平成27年度実績 今後の出店不可3件 警告10件

1. 主 催 武田の里まつり実行委員会
 2. 開催日時 平成28年8月16日（火） 午後4時～午後9時
 3. 会 場 釜無川河川公園
 4. 出店資格 次のいずれかに該当する方
 - (1) 葦崎市商工会に加入（H28.6.1 現在）している方
 - (2) 葦崎市内に店舗を構えている方
 - (3) 葦崎市民からなるグループ及び団体
 - (4) 葦崎市に隣接する商工会（南芦ノ市・北杜市・甲斐市）に加入（H28.6.1 現在）している方
 - (5) その他公共性が認められる団体
- ※ 街商の方の出店については、別途募集します。

※ **暴力団関係者・未成年者のみの申し込みはお断りします。**

※ **出店権利の譲渡、名義貸しは厳禁です。**

5. 出店（区画）数 上記「4.出店資格(1)～(5)」の合計で60区画

* 申込数が区画数を上回った場合

- ① 出店をお断りする場合があります。

その場合の優先順位は次のとおりとし、主催者が厳正な抽選により決定します。

【優先順位】「4.出店資格(1) > (2) > (3) > (4) 」

(5)は主催者で判断・決定します。

- ② エリアを拡大し、区画を増やす場合もあります。

6. 出店場所の割付 出店者確定後に主催者が出店資格別にエリアを設定し、出店者説明会（7月20日開催）において、エリア毎に抽選により決定します。

7. 出店料

屋台から出火し、来場者に火傷やケガをさせた場合や屋台が販売した商品が原因で食中毒が発生してしまった場合等に補償される「**屋台用賠償責任保険**」に加入します。

保険料は、1出店者あたり1,000円で、次の出店料に含んでいます。

花火大会を盛大に開催（15分延長・約1600発増）するため、出店者の皆様のご協賛をお願いします。

協賛金として、1出店者あたり5,000円を申し受けます。

（次の出店料に含んでいます。）

(1) 上記「4. 出店資格の(1)(2)(3)(4)」の方

テント等実費 14,000円

花火協賛金 5,000円

保険料 1,000円 1区画 計：20,000円

(2) 上記「4. 出店資格の(5)」の団体は協議により決定します。

(3) 街商の方でテント等を持参する方

花火協賛金 5,000円

保険料 1,000円 1区画 計：6,000円

（主催者がテント等を用意する場合 1区画：20,000円）

(4) 出店者説明会の際に、出店料を納入することとし、納入後の返金を行わない。

8. 出店に際し主催者が用意する物品

テント(2間×1.5間)1張、長机2台、椅子2脚、白熱電球

※ 1出店者1テントとします。

9. 出店者が用意する物品

主催者が用意する物品以外のもの（消火器等）

【発電機】市で設置する電源は、15アンペア（約1,500ワット）まで対応可能ですが、これを超える場合は発電機が必要となります。

10. 出店申込

平成28年6月6日（月）から平成28年6月22日（水）までに、所定の申込書類に必要事項を記入の上、下記に申し込みをしてください。

(1) 申込先

① 上記「4. 出店資格の(1)(2)(3)(4)」の方 ⇒ 《韮崎市商工会》

韮崎市本町1-5-25 TEL: 0551-22-2204

HPアドレス: <http://www.shokokai-yamanashi.or.jp/~nirasaki/>

② 街商の方及び上記「4. 出店資格の(5)」の方 ⇒ 《韮崎市観光協会》

韮崎市水神1-3-1 韮崎市役所商工観光課内

TEL: 0551-22-1991

HPアドレス: <http://www.nirasaki-kankou.jp/>

(2) 提出する書類（郵送、持参のみ受付します。FAX 等では受け付けしません。）

- ① 出店申込書
- ② 出店参加者名簿（様式1）
- ③ 出店参加者全員の顔写真(2×3cm)・・・運転免許証の写し(カラー)でも可。
- ④ 提供食品の概要書（様式2）・・・飲食品を販売する場合のみ
- ⑤ 出店の平面図（様式3）・・・飲食品を販売する場合のみ
- ⑥ 誓約書（様式4）
- ⑦ 所属団体加入証明書発行願（様式5）・・・上記「5.出店資格の(4)」に該当する方のみ

(3) 申込書類

韮崎市商工会・韮崎市観光協会ホームページ上からダウンロードできるほか、
韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市の各商工会及び韮崎市役所商工観光課
窓口に用意しています。

11. 出店資格審査

出店申込を受理した後、前記4※の未成年者・暴力団関係者等に該当しないことを、
警察署等関係官庁に身分照会を行い、適格者のみが出店できます。

12. 販売従事者

(1) 出店申込書により、事前に警察署に身分照会をするため、申込書に記載した従事
者以外の従事はできません。

従事者を変更する場合は、必ず事務局（商工観光課）に届出をすること。

各出店者が、直接警察署に届け出ることは絶対にしないこと。

販売品目の変更の場合も同様に、直接保健所に届け出るのではなく、事務局に届け
出ること。

(2) 身分証明書の提出を求められる場合があるので、免許証等、身分が証明できる
ものを携帯してください。出店申込書に添付した誓約書の提示でも構いません。

13. 出店者説明会

- (1) 申し込みをされた出店者には、後日、出店説明会のご案内を郵送します。
- (2) 次の日程で開催を予定していますので、**必ず出席**してください。

日時：7月20日(水) 15：00～

場所：韮崎市役所4階大会議室

- (3) **説明会に出席されない出店者は、申し込みを取り消します。**

※これまで、説明会を欠席した出店者が、当日様々なトラブルを起こしているため。

- (4) 説明会の受付の際、出店料を納入してください。
- (5) 出店料納入者に出店許可証、駐車券等をお渡しします。

14. 販売方法

- (1) 各出店者が責任を持って行うこと。
- (2) 価格は消費税込みの総額表示とし、各商品に値札を表示すること。
- (3) 表示関係、量目関係、販売関係など、法令に規定のあるものについては、出店者が十分注意をすること。

15. 販売禁止品等

- (1) 販売に、免許や許可が必要なもの（危険物、医薬品、たばこなど）。
ただし、必要な免許や許可を得ている場合は認める場合もある。
- (2) 社会通念上不適当なものあるいは違法なもの（盗品、偽ブランド商品など）。
- (3) 不良品（その旨を明記している場合は除く）や、賞味期限が切れている飲料・食品など。
- (4) **キュウリの浅漬は、過去に静岡県内の祭りで、多くの食中毒患者を出したことから、販売を認めません。**
- (5) 上記の他、主催者が不適当と判断したもの。

16. 火気の使用（消防署からの指導事項）

(1) **消火器の常備（義務付け）**

会場内での火気の使用は原則禁止とします。飲食物の調理販売に限り認めますが、プロパンガス、ガスコンロ、カセットコンロ、発電機、たこ焼き器、炭火焼き器、わたあめ製造機等を使用する場合は、各自で必要な措置（消火器の常備は必須）を講じるとともに、事故等が発生しないよう細心の注意を払うこと。

①消火器の大きさは、原則10号とすること。（4号以下は不可）

②消火器の有効期限を必ず確認し、期限切れは使用しないこと。

- (2) プロパンガスからつなぐゴム管は、亀裂（破損）などがなければチェックし、古いものは交換すること。
- (3) ゴム管を三つ又の器具でつなぐことはできません。
- (4) プロパンガスが倒れないよう、ロープ等で固定すること。

17. 保健所からの指導事項

- (1) 食器、はし、フォーク、スプーン等は、合成樹脂製または紙製とし、1回の使用で廃棄すること。
- (2) まな板は、ゴム製または合成樹脂製とすること。
- (3) 仕込み等の作業は、当日現場で行わないこと。
※ 仕込み等の作業場所は、保健所の許可施設で行うこと。

18. 営業時間、搬入搬出

出店者説明会で説明します。

19. ゴミ処理

- (1) 出店者の材料残物やダンボール、包装紙等の他、会場内で生じたゴミ（食物の残りかす、容器等を含む）は、自店で販売した以外のものでも出店者同士が互いに回収し、必ず持ち帰ること。
- (2) これまで、ダンボールや発泡スチロールを捨てる出店者や、河川に焼きそばソースなどを捨てる出店者がいたことから、今回は、ゴミ収集場所や堤防を監視する職員を配置します。
- (3) まつり翌日、会場内の清掃を行うので、各出店者最低1名は参加することとし、不参加の場合は、今後のイベントへの出店はさせません。

20. その他

- (1) 出店許可証は必ず所持し、主催者から確認を求められた場合は提示すること。
- (2) 出店資格審査通過後においても、出店権利の譲渡、名義貸しは厳禁とします。
- (3) 出店に必要な備品等の調達及び搬入搬出に係る費用等、出店料に含まれる貸与品以外のものは、全て出店者が用意しその費用を負担すること。
- (4) 施設の破損、貸与品に損傷等を与えた場合には、現状補償すること。
- (5) 売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、全て当事者間で解決することとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (6) 当実行委員会では、出店申込者等から提供いただいた個人情報については、当祭典にかかる利用目的以外の目的には使用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、必ず事前にお知らせいたします。
また、利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

【出店申込・お問合せ先】

蕪崎市商工会

蕪崎市本町1-5-25 TEL: 0551-22-2204

蕪崎市観光協会（市役所商工観光課内）

蕪崎市水神1-3-1 TEL: 0551-22-1991